

令和 8 年度再生材供給サプライチェーン構築支援事業
(うち、安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業) 公募要領

令和 8 年 8 月
環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環ビジネス推進室

1. 事業の目的

令和 8 年度再生材供給サプライチェーン構築支援事業(うち、安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業)(以下、「本事業」という。)は、重要な金属資源等について我が国の基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための再生資源供給サプライチェーンの強靱化を図ることを目的としています。

このため、本事業では使用済製品等から重要な金属資源等をリサイクルするために使用済製品等を収集運搬、解体、破砕、又は選別等する技術又はスキーム構築の実証を行います。

本事業の実施主体について、以下のとおり募集しますので、応募に当たっては本要領を熟読いただくようお願いします。

2. 実施対象事業

本事業で実施する事業は、次の(1)～(5)のいずれにも該当することを要件とします。

(1) 重要な金属資源等¹について、国内に供給する再生資源又はその原料(以下「再生資源等」という。)の質又は量の向上に当たり、ボトルネックに相当する具体的な課題を設定し、その解決に向けた実証的な取組であること。

(2) 国内での社会実装に向けて、工程端材や使用済製品等の廃棄物等²から重要な金属資源等を再生利用³することを目的とする実証事業のうち、次の①、②のいずれかに取り組むものであること。

① 製造業及び資源循環産業が連携すること、又は同一の業種や業界に属する複数の者が連携すること等により、廃棄物等の収集運搬や再生利用のスキーム構築を実証する事業であって、当該事業の実現可能性を経済面及び技術面から検証するもの

② 廃棄物等の解体、破砕、選別、又は焙焼その他の処理(ただし、精錬、製

¹ 次のいずれかに該当する金属等であること。(別表 1 参照)

・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(令和 4 年法律第 43 号)(以下「経済安全保障推進法」という。)に基づく「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」において重要鉱物とされている。

・「日本成長戦略」(令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)の「Ⅱ 2. (9) マテリアル(重要鉱物・部素材)」に記載がある。

² 「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年法律第 110 号)第 2 条第 2 項に定める廃棄物等をいう。

³ 「循環型社会形成推進基本法」第 2 条第 6 項に定める再生利用をいう。

- 錬、又は精製等を除く）に係る技術を実証する事業
- (3) 新規性のある事業であること。
 - (4) 実証終了後の出口戦略（例：廃棄物等の調達や再生資源等の用途・供給先の見通し、社会実装に向けた事業化スケジュール等）が明確であること。
 - (5) 実証事業の成果が国内に社会実装・横展開されることにより、重要な金属資源等に係る再生資源供給サプライチェーンの強靱化を通じて、循環経済への移行と我が国の経済安全保障に貢献する事業であること。

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、以下の（１）～（７）のいずれかに該当する者とします。また、複数の者による共同申請も可能です。ただし、共同申請の場合、原則として、その主たる業務を行う者が代表者として一括して受託することとします。

- (1) 民間企業
 - (2) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (3) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、又は公益財団法人
 - (4) 大学
 - (5) 国立研究開発法人又は独立行政法人と認められる研究開発機関
 - (6) 地方公共団体の研究開発機関
 - (7) その他支出負担行為担当官環境再生・資源循環局長が適当と認める者
- なお、委託費については、経理担当部局において管理等を行う必要があります。

4. 事業費・予算・事業実施期間

(1) 事業費の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費で、委託業務に直接必要な経費を計上する必要がある場合は、環境省担当官との協議が必要となります。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象とします。

費目	内容
人件費	・委託業務の人件費は、当該業務に直接従事する者（以下、「業務従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。 ・仕様書等において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」に規定する計算方法により算出するものとする。 ・派遣法に基づく派遣職員の経費は、雑役務費として計上する。

業務費	旅費	・当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 ・経費の算出に当たっては、仕様書等において「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。 ・出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。 ・受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	諸謝金	・当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。 ・経費の算出に当たっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。
	設備備品費	・備品の購入は原則認めない（備品は、取得価格が20万円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう）。 ・事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	・取得価格が20万円未満の物品に係る経費。 ・取得価格が20万円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。（試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）
	賃金	委託業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与を計上する。
	印刷製本費	・当該業務に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。 ・計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境省に提出することを指定された部数のみとすること。
	通信運搬費	・当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等） ・通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業

		務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
借料及び損料		・業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。 ・リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、(当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。)リース料等については、当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。
光熱水費		・当該業務に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 ・光熱水費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
会議費		・当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。 ・会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰になったりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。
雑役務費		・当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等）を計上する。 ・契約案件（変更契約含む）1件当たりの見積金額（契約見込額）（税込）が、予算決算及び会計令第99条に基づき随意契約ができる金額の範囲内のものを雑役務費とし、範囲を超える場合には、下記の外注費（再委託費）に計上する。 ・一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
外注費		・当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。 ・再委託に当たっては事前に環境省の承諾を得る必要がある。 ・原則として受託費の内、共同事業費を除く経費の2分の1を超える額を計上することは認めない。
一般管理費		・委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、

	一定の負担が生じている経費として計上するもの。 ・一般管理費率は、受託者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。ただし、受託者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%）を使用することとし、その比率内の経費を算出する。 ・精算時においては、環境省が特別な理由があると認める場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を増加して精算することはできない。
共同実施費	委託業務を実施するにあたって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。
消費税	

（２） 予算

令和８年度は、１件あたりの事業費の上限を３億円（税込）とします。

（３） 事業実施期間

原則として、事業採択後の契約締結日から令和９年３月末までとします。

事業の内容や進捗状況に応じて事業期間終了時期を前倒しすることが可能です。

複数年度で実施する場合、実施期間は原則として３年度以内とします。複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の実証事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者からなる令和８年度再生材供給サプライチェーン構築支援事業（うち、安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業）評価審査委員会（以下「評価審査委員会」という。）が評価し、事業の継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業は、評価審査委員会において事業継続が認められ、かつ各年度における本事業の予算が確保された場合に、実施されるものとします。

５． 選定

（１） 選定方法

環境省において事前審査（書類審査）を行った上で、評価審査委員会による審査を経て決定されます。

おおよそのスケジュールは以下のとおりです。事前審査（書類審査）に合格した申請について、評価審査委員会による申請内容の審査を受けていただきます。評価審査委員会の開催方法等は、事前審査（書類審査）の採否と併せ、事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。

・事前審査（書類審査）：令和８年９月下旬（予定）

- ・事前審査（書類審査）合格連絡：令和8年10月上旬（予定）
- ・評価審査委員会：令和8年10月下旬～11月上旬（予定）

（2）評価基準

以下の評価項目により評価を行います。詳細は評価基準（別表2）をご確認ください。

- ① 社会的課題設定の妥当性
- ② 技術的課題設定の妥当性
- ③ 再生資源等の質・量の向上の見込み
- ④ 再生資源供給サプライチェーン強靱化の見込み
- ⑤ 事業終了後の出口戦略
- ⑥ 事業計画・スケジュール

（3）選定結果

選定結果は、令和8年11月中旬（予定）に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表します。さらに、選定結果によっては、採択金額の調整を行わせていただく可能性があるため、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法

（1）応募方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式（正本1部、事業概要スライド1部、添付資料1部）、及びそれらの電子データが格納されたCD-R1部を同封し、以下の提出先まで郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参してください。郵送する場合は、包装の表に「令和8年度再生材供給サプライチェーン構築支援事業（うち、安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業）申請書在中」と明記してください。また、申請書、事業概要スライドについては、電子メールでも提出してください。電子メールの送信に当たっては、任意様式にて、法人名、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載の上、件名を「【提出】令和8年度再生材供給サプライチェーン構築支援事業（うち、安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業）」として、申請書提出先まで送信してください。

なお、提出先への電子メールのみでの応募は受け付けません。また、提出された申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

また、環境省担当官又は評価審査委員会において審査上必要と判断した場合は、申請書一式に含まれていない資料の追加提出を求める場合があります。

（2）申請書提出先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環ビジネス推進室

担当：松原、前田

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

メールアドレス:hairi-recycle@env.go.jp

(3) 申請書受付期間

令和8年9月25日（金）17時（必着）

(4) 公募に関する質問

任意様式にて、法人名、質問内容、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載の上、件名を「【質問】令和8年度再生材供給サプライチェーン構築支援事業（うち、安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業）」として、以下の提出先まで、電子メールにて提出してください。質問には、提出者へ電子メール又は電話により回答いたします。

質問提出先

メールアドレス:hairi-recycle@env.go.jp

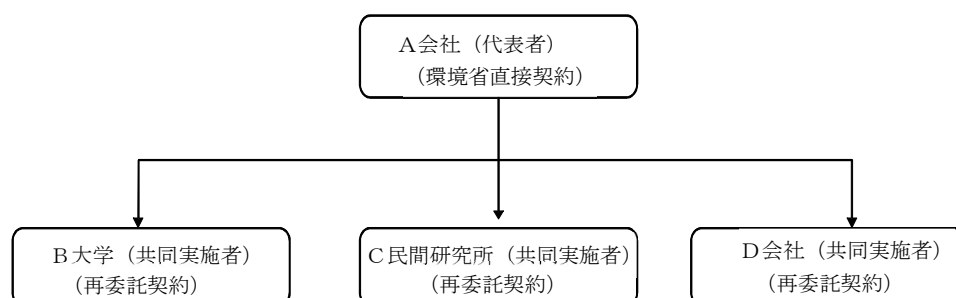
質問受付期間

令和8年9月4日（金）17時（必着）

7. 注意事項

(1) 契約の形態、金額等

事業実施者は、事業の実施に当たり、環境省との委託契約を締結することとします。なお、複数の者により共同実施する場合は、代表者が環境省との委託契約を締結することとし、共同実施者は、代表者との再委託契約を締結することとします。また、複数年度で実施する事業については、年度ごとに委託契約、契約金額の確定・精算を行うこととします。



具体的な契約金額については、委託契約締結の手續段階で、事業計画を精査した上で決定します。また、評価審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もあります。このため、委託契約の契約金額は、必ずしも応募時の申請金額と一致しません。また、審査の結果、事業

計画の内容等の変更を採択の条件とする場合があります。

(2) 特許権等の取扱い

特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、その他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

(3) 委託費について

採択後、『環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針』＜https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html＞に基づき必要経費を算出し、環境省と委託契約を締結するとともに、各年度の事業終了後、同基本方針に基づいた精算報告、環境省による審査を経て額の確定を行い、委託費の支払いが行われることとなります。

これに関し、委託業務に要する経費について、その他の経費と明確に区分するとともに、環境省担当官の指示に従い、契約額の内訳や精算等の経理に係る証拠書類を整理していただく必要があります。

(4) 採択された場合の留意点

各採択事業は、環境省との委託契約の下、その受託者が主体的に事業を実施することとします。その上で、環境省より「令和8年度再生材供給サプライチェーン構築支援事業に係る技術開発・実証事業管理等事業委託業務」を受託する者（以下、「管理等業務受託者」という。）が、進捗管理等をすることとします。そのため、受託者は管理等業務受託者の指示に基づき、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、検討会、評価審査委員会への出席及び報告、並びに成果報告書の提出等を行うものとします。なお、成果報告書は環境省 HP 等において公表します。また、事業期間中において、評価審査委員会及び環境省担当官が、事業実施場所に訪問し、現地確認及び評価検討会を行います。現時点で想定している採択後のスケジュール（予定）は以下のとおりです。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ・事業の実施 | : 令和8年11月下旬～令和9年3月末 |
| ・現地確認及び評価検討会 | : 令和8年12月頃 |
| ・評価審査委員会での中間報告 | : 令和8年12月頃 |
| ・評価審査委員会での最終報告 | : 令和9年2月頃 |
| ・成果報告書の提出 | : 令和9年3月24日 |

(5) 成果の公表・発表

本事業で実施した内容については、本事業実施中、又は完了後に、環境省が発表

する場合や成果発表会等での発表を求める場合があります。なお、委託契約期間外の報告等に要する費用については、本業務の経費として支出することはできません。

本事業の実施内容については、受託者において発表を行う場合には、公表内容について事前に環境省に必ず確認する必要があります。また、当該技術の開発・実証の内容・成果を一部でも活用する場合には、実施内容・成果の公表・活用・実用化・製品化等に当たっては、必ず環境省へ事前に報告するとともに、環境省「再生材供給サプライチェーン構築支援事業（うち、安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業）」で実施している又は実施していた若しくは同環境省事業の成果を活用している等の旨を、必ず一般にとって分かりやすい形でその都度明示する必要があります。他府省庁等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

（６）次年度以降の契約

委託契約は、単年度ごとの契約となります。複数年事業として採択された場合にも、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の予算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じた場合は、本業務の内容の大幅な変更を行うことや、契約を締結しないことがあります。

（７）事業報告書の作成及び提出

受託者は、委託契約の完了の日の属する年度の終了後５年間は、毎年度の終了後３０日以内に、当該年度における委託事業終了後の出口戦略の進捗状況及び再生資源の供給実績（再生資源の供給先及び質又は量）等を別に定める様式により、環境省担当官に提出するものとします。なお、複数年度の事業を実施した場合にあっては、当該事業に係る最後の委託契約が完了した日を委託契約の完了の日とします。また、委託契約期間外の報告等に要する費用については、本業務の経費として支出することはできません。

(別表1) 本事業における重要な金属資源等について

○「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」より

マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン、リン、ウラン

○「日本成長戦略」の「Ⅱ 2. (9) マテリアル（重要鉱物・部素材）」より

永久磁石、鉄、アルミニウム、レアメタル、リチウム（再掲）、ニッケル（再掲）、コバルト（再掲）、レアアース（再掲）、銅、亜鉛、スズ、鉛

※ただし、放射性物質を除く。

(別表2) 評価基準について

評価項目	評価の観点	配点
① 社会的課題設定の妥当性	実証事業により解決する社会的な課題が、具体的かつ的確に設定されているか。 また、実証事業による課題解決の方法が妥当であるか。	15
② 技術的課題設定の妥当性	実証事業により解決する技術的な課題が、具体的かつ的確に設定されているか。 また、実証事業による課題解決の方法が妥当であるか。	15
③ 再生資源等の質・量の向上の見込み	実証事業の成果が社会実装・展開された場合、国内に供給される再生資源等の質又は量の向上が見込まれるか。 また、その向上の程度が定量的に見込まれているか。	20
④ 再生資源供給サプライチェーン強化の見込み	実証事業の成果は国内に横展開されることが期待されるか。 また、事業が社会実装・横展開された場合、再生資源供給サプライチェーンの強化を通じ、循環経済への移行又は我が国の経済安全保障に貢献するか。	20
⑤ 事業終了後の出口戦略	実証事業の終了後の出口戦略(例：廃棄物等の調達や再生資源等の用途・供給先の見通し、社会実装に向けた事業化スケジュール等)が具体的に示されているか。 また、その戦略は妥当なものであって、経済的及び技術的に実現可能性が高いといえるか。	20
⑥ 事業計画・スケジュール	実証事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。	10
合計		100